空家管理のポイント

建物の価値を保つために、日ごろから定期的に状態を点検し、不良箇所を発見した場合は近隣の工務店などに依頼しましょう。適切な空家管理のための主なチェックポイントは右記の通りです。

空家を財産として受け継いでいくために定期的に管理しましょう。

問い合わせ先
産業建設課　TEL 377－5658

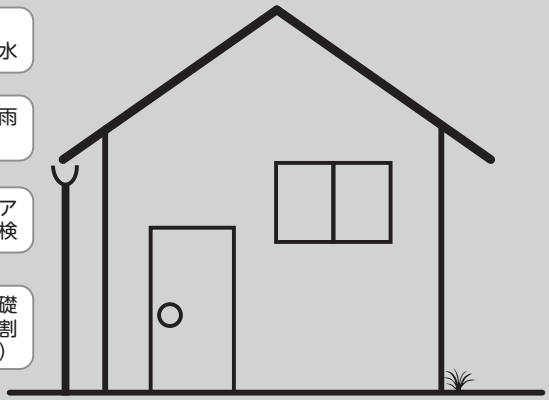

- ☐ 室内・室外の簡易清掃・通水
- ☐ 屋根・軒裏・雨樋の点検
- ☐ 設備機器（エアコン等）の点検
- ☐ 床・土台・基礎の状況確認（割れ、腐朽など）
- ☐ 室内の雨漏り・カビの状況の確認
- ☐ 外壁の確認
- ☐ 通風・換気
- ☐ 玄関や窓の施錠の確認
- ☐ 庭木・雑草の確認
- ☐ 郵便受けの確認、整理

●火災や盗難に備え、保険の加入もおすすめです。
●近隣や地域の方に連絡先を伝えておくと、異常があった場合などの連絡や対応がとりやすくなります。

この時期、家庭から大量に発生する草木の処分に困っていませんか

環境クリーンセンターでは家庭から発生する剪定枝・草について、持ち込みに限り無料で受け入れています。

朝日町、川越町組合立環境クリーンセンターに持ち込んでいただく場合に限り、無料で搬入できます。搬入できるサイズ、日時等は下記のとおりです。同センターへ直接持ち込んで下さい。

＜サイズ＞

〇長さは　2ｍまで　　〇太さは　10㎝まで
〇枝は払ってください。払った枝も搬入出来ます。
〇指定袋に入れずに搬入出来ます。

＜利用可能日及び利用時間等＞

〇利用可能日　月曜日から金曜日
（祝日、年末・年始を除く）
〇利用時間　9時～12時、13時～16時まで
〇場内では、係の指示に従って下さい。

※なお、一般ごみ集積場へ出される場合は指定袋にて一度に３袋までとなります。

搬入された草木は環境クリーンセンターでチップ化し堆肥化を行っています。持ち込まれた草木の中に鉄くずや破砕できないサイズの幹等が混入していると破砕機が壊れる原因になりますので、異物は取り除き、草木のみを搬入していただきますようお願いします。

＜搬入できない異物例＞

（破砕できない異物）

（大きな木の幹等）

問い合わせ先　町民環境課　TEL 377－5653
朝日町、川越町組合立環境クリーンセンター
TEL 365－9017

ごみ集積場の清潔保持にご協力ください

町民の皆さまが利用されている自治区のごみ集積場は、自治区の皆さまの協力によって清潔な状態に保たれています。

ごみ集積場を利用する方は、ごみを出すだけでなく、ごみ集積場の清潔保持にもご協力いただきますようお願いします。また、お住まいでない自治区の集積場にごみを出すことは、その自治区の皆さまの迷惑となりますのでおやめください。

ごみ集積場は、町民の皆さまの生活に必要なものです。適切にご利用いただくようご協力をお願いいたします。

問い合わせ先　町民環境課　TEL 377－5653

有料広告掲載欄